

富山県建設工事等指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県が発注する建設工事（富山県が受託した工事を含む。以下同じ。）及び測量・設計等の委託業務（以下「工事等」という。）の指名競争入札における入札参加者（2以上の事業者が一体となって共同施工するため結成される建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名業者数)

第2条 指名業者数は、次の表の中欄に掲げる設計額の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数を目途とする。

区分	設計額	指名業者数
建設	1億円以上	15
	2,000万円以上1億円未満	13
工事	2,000万円未満	10
委託 業務	200万円超	7
	200万円以下	5

2 前項の規定にかかわらず、当該工事等の種類、内容、業者の実態等について特別な事由がある場合については、適切な数の業者を指名することができるものとする。

(指名基準)

第3条 入札参加者を指名しようとするときは、工事等の入札参加資格者名簿に登載されている業者の中から選定するものとする。

2 建設工事の入札に係る指名をするに当たっては、別表発注標準の右欄に掲げる設計額の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）に格付けされた業者のうちから指名することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札において指名する業者数の3分の1を限度として、当該基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた業者（以下「直近等級業者」といい、富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点（以下「工事成績」という。）の一定の期間における平均が一定の点数以上の業者に限る。）を指名することができる。

- (1) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、若しくは現に施工中である工事に関連した工事である場合
- (2) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、若しくは現に施工中である工事の継続工事である場合
- (3) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工中である工事の施工場所に近接した場所における工事である場合
- (4) 当該建設工事の施工場所に近接した場所に直近等級業者が営業所を有する場合
- (5) 直近等級業者のうちに前年度において富山県建設優良工事表彰を受け、かつ、当該建設工事の

施工能力を有すると認められる業者がある場合

(6) 当該建設工事に係る基準等級に格付けされた業者が少数である場合

(7) その他特別な事由がある場合

3 前項の規定にかかわらず、現在の入札参加資格者名簿において格付けされた等級が、前回作成した入札参加資格者名簿において格付けされた等級より下位の等級である業者のうち、工事成績の一定の期間における平均が一定の点数以上の業者を直近上位の等級の工事に指名することができる。ただし、当該指名業者数に前項ただし書により指名する者の数を加えた数が、当該入札において指名する業者数の3分の1を超えることはできないものとする。

4 入札参加者を指名するに当たっては、建設工事にあつては常に工事成績を、測量・設計等の委託業務にあつては常に富山県設計業務等成績評定要領に基づく成績評定のうち、業務評定の総合評定点（以下「業務成績」という。）を考慮するとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。この場合において、工事成績又は業務成績が一定の点数に満たない業者は、相当の期間指名しないものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営状況

(3) 地域への貢献

(4) 当該工事等に対する地理的条件

(5) 手持ち工事等の状況

(6) 当該工事等の施工に対する技術的適性

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

(指名基準の適用除外)

第4条 入札参加者を指名するに当たって、工事等が業者の少ない業種に係るものであるとき、特殊の技術を要するものであるとき、特に緊急を要するものであるときその他特別の事由があるものであるときは、前条の規定によらないことができる。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定の施行期日は次のとおりとする。

設計額	指名 業者数	施行期日
1 億円以上	15	平成 17 年 4 月 1 日
5,000 万円以上 1 億円未満	13	平成 17 年 4 月 1 日
2,000 万円以上 5,000 万円未満	13	平成 17 年 10 月 1 日
2,000 万円未満	10	平成 18 年 10 月 1 日

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 発注標準

(1) 土木一式工事

等級	設 計 額
A 級	2,500 万円以上
B 級	1,300 万円以上 4,000 万円未満
C 級	500 万円以上 2,000 万円未満
D 級	1,000 万円未満

(2) 建築一式工事

等級	設 計 額
A 級	3,000 万円以上
B 級	300 万円以上 4,000 万円未満
C 級	500 万円未満

(3) 建築附帯工事（電気・管）

等級	設 計 額
A 級	1,500 万円以上
B 級	300 万円以上 2,000 万円未満
C 級	500 万円未満

(4) 舗装工事

等級	設 計 額
A 級	300 万円以上
B 級	5,000 万円未満
C 級	2,000 万円未満

設計額に対応する等級が A 等級である場合において、第 3 条第 2 項の規定により B 等級の者から選定するときは、その工事種類別に次に掲げる額を上限とする。

土木一式	建築一式	建築附帯
8,000 万円	1 億円	3,000 万円